

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【事業年度】	2021年3月期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	日本酸素ホールディングス株式会社 （旧会社名 大陽日酸株式会社）
【英訳名】	NIPPON SANSO HOLDINGS CORPORATION （旧英訳名 TAIYO NIPPON SANSO CORPORATION） （注）2020年6月19日開催の第16回定時株主総会の決議により、2020年10月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 敏彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【電話番号】	（03）5788-8500 （注）2020年10月1日付けの持株会社体制への移行に伴い、電話番号を変更いたしました。
【事務連絡者氏名】	財務・経理室 経理部長 吉田 隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【電話番号】	（03）5788-8500
【事務連絡者氏名】	財務・経理室 経理部長 吉田 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月21日に提出いたしました2021年3月期(自2020年4月1日至2021年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(4) 役員の報酬等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4)【役員の報酬等】

(訂正前)

役員報酬等の決定方針

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。なお、当社は複数の独立社外取締役、取締役社長及び取締役会議長で構成され、社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役及び監査役の報酬制度の妥当性については、取締役会及び監査役会からの諮問を受け、本委員会で審議し、その結果を取締役会及び監査役会に答申しています。

取締役の報酬は、役位別の固定報酬である「基本月例報酬」と役位別基準額に中期経営計画を目標とした各年度予算達成度(連結売上収益額及び連結コア営業利益率)及び前期からの業績伸長度(連結売上収益額、連結コア営業利益額及び親会社の所有者に帰属する当期利益額)に連動した「業績連動報酬」からなり、それらは概ね6:4の割合で構成され、各人の支給額に反映しております。なお、子会社の役員を主たる職務としている取締役及び社外取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを支給しております。

社外監査役を含む監査役の報酬は固定報酬となっております。

b. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針に係る事項

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針につきましては、任意の「指名・報酬諮問委員会」で、業績連動報酬及び業績連動報酬以外(基本月例報酬)の比率に関する外部の調査データを参考に、売上収益等が同規模の他企業との報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行った上で決定しています。

c. 役員報酬の限度額に関する株主総会の決議に係る事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第11回定時株主総会において、年額8億円以内(うち社外取締役5千万円以内、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

また、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額2億円以内と決議しております。

報酬等の額等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	263	169	94	8
監査役 (社外監査役を除く)	27	27	-	1
社外役員	100	100	-	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役2名に支給した報酬等が含まれております。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)	
				基本報酬	業績連動報酬
トーマス ス コット カル マン	268	取締役	提出会社	12	-
			Matheson Tri- Gas, Inc.	127	129

- (注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
2. Matheson Tri-Gas, Inc.の報酬等の額は期中平均レート1USドル = 105.94円で換算しております。

c. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当社業績連動報酬の決定方法

業績連動報酬は、以下の計算式に基づいて、任意の「指名・報酬諮問委員会」で審議し、取締役会にて決定しております。

業績連動報酬(変動) = 役員別基準額 × 業績連動報酬に係る評価に基づく係数

また、業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画における経営上の目標の達成状況を判断し、会社業績との連動性を高め、かつ客観性及び透明性を高めるために「連結売上収益額」、「連結コア営業利益率」、「連結コア営業利益額」、「親会社の所有者に帰属する当期利益額」を適用しております。

d. 2020年度における取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬に係る指標の目標及び実績
中期経営計画を目標とした各年度の予算達成度

評価指標	評価ウェイト	2020年度目標	2020年度実績
連結売上収益額	25%	830,000百万円	818,238百万円
連結コア営業利益率	25%	9.9%	10.7%

前期業績からの業績伸長度

評価指標	評価ウェイト	2019年度実績	2020年度実績
連結売上収益額	16.6%	850,239百万円	818,238百万円
連結コア営業利益額	16.6%	90,337百万円	87,251百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益額	16.6%	53,340百万円	55,214百万円

(訂正後)

役員報酬等の決定方針

a. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。なお、当社は複数の独立社外取締役、代表取締役社長及び取締役会議長で構成され、社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役及び監査役の報酬制度の妥当性については、取締役会及び監査役会からの諮問を受け、本委員会で審議し、その結果を取締役会及び監査役会に答申しています。

取締役の報酬は、役位別の固定報酬である「基本月例報酬」と役位別基準額に中期経営計画を目標とした各年度予算達成度（連結売上収益額及び連結コア営業利益率）及び前期からの業績伸長度（連結売上収益額、連結コア営業利益額及び親会社の所有者に帰属する当期利益額）に連動した「業績連動報酬」からなり、それらは概ね6：4の割合で構成され、各人の支給額に反映しております。なお、子会社の役員を主たる職務としている取締役及び社外取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを支給しております。

社外監査役を含む監査役の報酬は固定報酬となっております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2016年5月11日に開催された取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、また同年6月21日の取締役会において指名・報酬諮問委員会の設置及び取締役報酬内規の改定を決議しております。また、取締役の報酬については、同委員会で継続的に議論されており、同委員会の答申に基づいて2018年6月20日の取締役会において取締役報酬内規の改定を行っております。

・ 決定方針の内容の概要

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬限度額を決定しております。

各取締役の報酬は、上記「a. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載の方針に基づき決定されます。社外取締役及び子会社の役員を主たる職務としている取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを支給しております。取締役の報酬は、原則として年俸制とし、毎月の支払いは年俸を12等分した額としております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいて取締役会で決議された取締役報酬内規に従って算定されており、当該方針に沿うものと判断しております。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月19日開催の取締役会にて、代表取締役社長 市原裕史郎に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。委任した権限の内容は、取締役報酬内規に基づく各取締役の月例報酬額及び業績連動報酬額の算出及び決定であり、これらの権限を委任した理由は、内規に基づく報酬額の決定を行うのは、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役報酬は、内規に基づき取締役の役位と業績から一義的に計算される内容となっており、代表取締役社長の計算結果は、検証することが可能なものとしております。

d. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給額及び支給割合の決定に関する方針に係る事項

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給額及び支給割合の決定に関する方針につきましては、任意の「指名・報酬諮問委員会」で、業績連動報酬及び業績連動報酬以外（基本月例報酬）の報酬水準や比率に関する外部の調査データを参考に、売上収益等と同規模の他企業との報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行った上で決定しています。

e. 役員報酬の限度額に関する株主総会の決議に係る事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第11回定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役5千万円以内、使用人分給とは含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額2億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は4名です。

報酬等の額等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	263	169	94	8
監査役 (社外監査役を除く)	27	27	-	1
社外役員	100	100	-	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役2名に支給した報酬等が含まれております。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)	
				基本報酬	業績連動報酬
トーマス ス コット カル マン	268	取締役	提出会社	12	-
			Matheson Tri- Gas, Inc.	127	129

- (注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
2. Matheson Tri-Gas, Inc.の報酬等の額は期中平均レート of 1USドル = 105.94円で換算しております。

c. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当社業績連動報酬の決定方法

業績連動報酬は、以下の計算式に基づいて、任意の「指名・報酬諮問委員会」で審議し、取締役会にて決定しております。

業績連動報酬(変動) = 役員別基準額 × 業績連動報酬に係る評価に基づく係数

また、業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画における経営上の目標の達成状況を判断し、会社業績との連動性を高め、かつ客観性及び透明性を高めるために「連結売上収益額」、「連結コア営業利益率」、「連結コア営業利益額」、「親会社の所有者に帰属する当期利益額」を適用しております。

d. 2021年3月期における取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬に係る指標の目標及び実績
中期経営計画を目標とした各年度の予算達成度

評価指標	評価ウェイト	2020年3月期 年度目標	2020年3月期 年度実績
連結売上収益額	25%	890,000百万円	850,239百万円
連結コア営業利益率	25%	10.7%	10.6%

前期業績からの業績伸長度

評価指標	評価ウェイト	2019年3月期 年度実績	2020年3月期 年度実績
連結売上収益額	16.6%	740,341百万円	850,239百万円
連結コア営業利益額	16.6%	65,819百万円	90,337百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益額	16.6%	41,291百万円	53,340百万円